

令和7年度第3回

逗子市情報公開運営審議会

令和8年1月16日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和7年度第3回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和8年1月16日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）
に関するパブリック・コメントの結果について
2. 令和7年度情報公開制度の運用状況について（報告）
3. その他

出 席 委 員（6名）

会 長	高 橋 良
副 会 長	小 山 涼 子
委 員	花 野 充 生 子
委 員	植 島 由 紀
委 員	大 関 亮 子
委 員	柳 田 義 継

欠 席 委 員（1名）

委 員	鈴 木 良 太
-----	---------

事務局等出席者

情報公開課長	大 澤 道 英
主 事	加 藤 美 佳 子
主 事 補	前 田 柚 名
会 計 年 度 任 用 職 員	伊 勢 由 紀 子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 0名

配付資料

- ・令和7年度第3回逗子市情報公開運営審議会次第
- ・【資料1】逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関するパブリック・コメント結果
- ・【資料2】令和7年度情報公開制度の運用状況

午前10時00分開会

○高橋会長 それでは、令和7年度第3回情報公開運営審議会を開催いたします。

逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

それでは、議事に入ります。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

○大澤情報公開課長 よろしく願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

事前配付した資料といたしまして、会議次第、資料1、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関するパブリック・コメント結果、資料2、令和7年度情報公開制度の運用状況（令和7年11月30日時点）。

以上です。

○高橋会長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議題に入ります。

議題2、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関するパブリック・コメント結果についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関するパブリック・コメント結果についてを御説明いたします。

資料1を御参照ください。

こちらは、前回7月16日の情報公開運営審議会で御審議いただいた、逗子市情報公開条例の一部改正についてパブリック・コメントを実施いたしましたので、結果を報告するものです。

資料1は、令和7年10月15日から11月14日まで実施したパブリック・コメントにおいて提出された意見に対し、12月4日付で結果をまとめたものです。提出された意見は4件、提出した人数は1名でした。

意見の内容は、資料に記載のとおりです。4件中3件は、条例第18条第3項の改正に対する意見、1件は解釈運用基準第6条の2関係の改正に関する意見でした。

意見及び見解について御紹介いたします。

資料1の2ページ目に個別の意見のほう全て掲載されています。3、4、5ペ

ージにつきましては、パブリック・コメントの実施したときの資料というのが掲載されています。この2ページに基づいてお話しさせていただきます。

意見及び見解について御紹介とさせていただきますが、1件目については、「情報公開請求された情報と規定により非公開とされた情報を電子文書化してクラウド上において保管することが、果たして機密性の向上及び安全性の向上を図れるのか心配です。情報漏えい、改ざん及び滅失等のリスクがあることを考えますと、複数クラウドへの分散化や、データの複製化等の対策を規定に盛り込むべきではないか。」という御意見でした。これに対し、「アクセス制御されたサーバー上と独立した記録媒体に分散してデータ保存することを想定しています。なお、対策については、解釈運用基準に規定してまいります。」という理由を付して、■、意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするものとして整理しました。

2件目については、「電子文書の写しをCD-Rなどのクラウド上以外の記憶媒体で保管してから20年から50年経過後に、その記憶媒体を読み取る機器が果たして存在しているのか心配です。原本の電子文書が保存されている記憶媒体が、ある保存期間が経過したら最新の記憶媒体に複写することにして、古い記憶媒体は廃棄するよう市文書管理規則を改正したらどうか。」という御意見でした。これに対し、「技術の進歩に合わせ、その時点で適切な記録媒体に定期的に保存データを入れ替えて保存することを想定しています。なお、本件運用については、解釈運用基準に規定してまいります。」という理由を付して、■としました。

3件目については、「所管課がスキャン等で作成した情報公開関連文書の電磁的記録やクラウド上に保存された電磁的記録が、紙の原本と比較して改ざん、脱漏及び滅失がないことを確認する規定を盛り込むべきではないか。そのために紙の原本はある程度の保存期間は必要だし、廃棄するに当たり慎重さを求める。」という御意見でした。これに対し、「紙の原本は、文書の所管課が本来の文書保存期間に従って保存し、保存期間終了後、廃棄されます。情報公開関連文書のスキャン等データは、情報公開課が作成し、所管課と情報公開課双方が保存することにより原本性を担保します。」という理由を付して、■としました。

続いて、4件目は、解釈運用基準の改正に関する意見です。「市ホームページでのみ公表の可否の判断結果を掲載するということは、インターネットなどの情報通信技術を活用できる市民は判断結果の確認に関わる利便性が向上する一方、高齢で目が不自由である、低所得で電子計算機を購入できない、肢体が不自由で操作ができないなどの理由で情報通信技術を活用できない市民は確認できないこと

となるため、代替手段を用意するなどして、市民間で格差が生じることのないように配慮すべきではないか。」という御意見でした。これに対し、「判断結果は、市ホームページのほか情報公開課窓口で閲覧可能とします。」という理由を付して、□、意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているものとなりました。

先ほどから■、□という分類を御説明していますが、この判断理由は、改正条文に規定されているかいないかによって判断しています。資料中、意見募集資料の6ページから8ページを御覧ください。6ページ、7ページに改正条例案があって、8ページに解釈運用基準があります。こちらは前回の審議会の時点から例規文書審査会を経て、条文形式上の審査を経たものです。考え方自体は、前回の審議会の中でお示しした内容となっています。今回いただいた御意見については、審議会でご覧いただいた安全対策に関する御意見ですので、市としても、リスクと対策について事前に想定しているところではありますが、パブリック・コメントの分類としては、こちらの6ページから8ページにあります条例及び解釈運用基準の改正条文に規定されている4番の御意見を□、1から3番については、■に分類したものです。

以上で、議題1、情報公開条例の一部改正に関するパブリック・コメント結果について説明を終わります。

○高橋会長 ありがとうございます。

これ、意見の数4件で、提出人数1人ということは、お一人の方が全意見おっしゃられたということ。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりです。

○高橋会長 これは報告事項という趣旨で。

○大澤情報公開課長 そうですね、本件につきまして、本審議会においては、次第の中にあります報告事項として取り扱わせていただきます。

○高橋会長 ということですがけれども、何か今の説明に関しまして御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

意見出してくれた方、いろんなことを心配していただいたようですけれども、それに関しては、従来検討していたり、対策ができるというようなことであると、おおむねそういうことですね。

○大澤情報公開課長 もともとこれから市議会に条例改正案なんかも審議いただく予定なんです、7月16日の審議会の中でも、やはりこの規定に関して、安全性の確保というのは重要であるという御意見はいただいていたと思うんです。今回のこの1名の方の御意見につきましても、やはり電子化をしたときにきちんと安全

対策が図れるのかとか、こちらにつきまして、1つは解釈運用基準のほうでは利便性の向上ですね。やはりコンピュータが使える方ばかりではもちろんありませんので、その対策を求めるものと、一方でこちらのほうで、解釈運用基準のほうで御提案したのは、それがインターネットに掲載されることにより、やはりリスク管理が難しくなるという趣旨で解釈運用基準のほうをご提案していたかと思えますので、いただいた御意見については、こちらのほうでも十分に対応してまいりたいというふうに考えております。

○高橋会長 何かございますか。

特によろしいでしょうか。

それでは、以上で議題1、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報公表の見直し）に関するパブリック・コメント結果についてを終了します。

続いて、議題2、令和7年度情報公開制度の運用状況について、事務局から報告をお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、令和7年度の情報公開制度の運用状況について、資料の2を御覧ください。

前回会議で、6月までの状況を報告しましたので、今回は7月から11月までの運用状況を中心に御説明させていただきます。

なお、こちらの運用状況資料は、条例第21条の規定により市のホームページで公表されているものです。

まず1、公開請求件数と決定件数ですが、一番下の合計欄を御覧ください。全部公開が27件、一部公開が23件、③の非公開はゼロ件、④の却下もゼロ件、⑤不存在が4件、それから⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑦の検討中はゼロ件で、⑧の取下げがゼロ件、⑨の延長が6件です。⑩合計52件が11月までの総件数で、このうち令和7年7月から11月までの4か月間の請求件数は36件でした。

なお、請求件数の合計は52件ですが、決定件数については、①の全部公開から⑧の取下げまでを合計すると54件になります。これは、1件の請求に対して複数の決定がなされる場合があるため、請求件数の合計と決定件数の合計が一致しないものです。それから⑪のインターネット請求につきましては、内数になりますが21件でした。

また、⑫の口頭請求がゼロ件となっております。こちらは、一度公開請求があつて、公開決定をした情報については全て公開決定済みであるため、同じ内容の請求については、口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。令和7年度はまだゼロ件です。令和6年度は年間で3件の口頭請求

がありました。

続いて、2番の公開請求の所管別内訳について御紹介いたします。

まず経営企画部が3件、総務部が6件、次のページに進みまして、市民協働部が12件、福祉部が1件、環境都市部が16件、会計課が1件、消防がゼロ件、議会が1件、教育委員会が10件、行政委員会事務局が2件となっております。

個別の請求内容につきましては、後に3ページから11ページに記載されておりますので、後ほどまた御説明させていただきます。

2ページの右側に進みまして、3番の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

4の条例に基づく不服の申出につきましては、不服が2件ございまして、7月10日に勧告が1件と、意見・勧告なしが1件で判断されました。苦情・相談についてはありませんでした。

不服案件の2件は、令和4年中の問合せ記録に関する情報公開請求を議会事務局と選挙管理委員会に対して請求した案件について、その決定内容に関する不服でした。内容については、13ページから19ページに記載されております。後ほどまた御説明させていただきます。

⑤同一人による請求件数につきましては、上から順に御紹介いたします。1件請求した人が20人、2件請求した人が1人、3件請求した人が7人、9件請求した人が1人で、実請求人数は29人でした。

続いて6番、インターネット請求者の割合は、実請求者人数の29人に対し14人の48%となっております。

それでは、3ページ以降になります。こちらは、公開請求の内容、諾否決定内容等につきまして、前回の審議会で報告済みの4月から6月までの案件と、決定内容が全部公開となったものを除いて、7月から11月までの案件を中心に御説明させていただきますと思います。

3ページの1段目、企画課の29番はプロポーザル手続について、個人情報及び意思決定過程情報の部分を非公開として一部公開決定のほうをしております。

2段目、道路整備計画に係る問合せ記録についての請求で、複数の所管課で確認したところ、企画課に対して寄せられた意見はなかったことから、不存在としています。

3段目、防災安全課は、市が後援した市民イベントに関する情報で、個人情報の部分を非公開としています。

4段目、職員課は、逗子市職員の兼業許可申請に係る情報について、公務に関わ

らない個人情報と法人情報の部分を非公開としています。

5 段目、6 段目は、前回の審議会で報告済みですので、次の 4 ページをお開きください。

4 ページ目は、1 段目も 6 月中の決定なので飛ばさせていただいて、2 段目から 6 段目につきましては、全て全部公開となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

続いて 5 ページ目、1 段目の文化スポーツ課につきましては、文化スポーツ課、第 16 番ですね、16 番につきましては、施設管理者の選考文書について、個人情報と法人情報の部分を非公開としています。

2 段目は、市が締結した保険証券に関する文書について、個人情報の部分を非公開としています。

3 段目から 6 段目は全部公開となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

6 ページをお開きください。

1 段目から 3 段目は全部公開、4 段目は報告済み、6 月の報告案件となりますので、5 段目、環境都市課の 45 番を御覧ください。こちらは、先ほど企画課の案件で不存在とお伝えした道路整備計画に関する案件で、環境都市課には情報が存在したため、個人情報と法人情報の部分を除いて公開したものです。

続いて、7 ページをお開きください。

1 段目から 3 段目のまちづくり景観課は、土地利用計画に関する情報について時期を変えて請求されたもので、当該情報が存在しない 3 段目 41 番を除いて、個人情報の部分を除いて一部公開決定をしています。

続いて 4 段目、こちらは土地利用計画に関する資料について個人情報の部分を非公開としています。

5 段目も、土地利用計画に関する資料について、個人情報の部分を非公開としています。

6 段目は、前回報告済みのため割愛させていただきます。

8 ページをお開きください。

1 段目緑政課は、先ほど 5 ページ 2 段目、文化スポーツ課の案件で御説明した保険証券に関する請求で、同じく個人情報の部分を非公開としています。

2 段目と 3 段目はいずれも全部公開のため割愛し、4 段目、都市整備課を御覧ください。こちらも文化スポーツ課、緑政課の案件で御説明した保険証券に関する請求で、個人情報の部分を非公開としています。

5 段目は、企画課、環境都市課関係の案件で請求のあった道路整備計画に係る案件についての請求で、環境都市課と同様、個人情報、法人情報のほか、事務事業情報の部分についても非公開としています。

9 ページをお開きください。

1 段目は6月ということで御報告済みとなります。

2 段目、下水道課を御覧ください。こちらは、下水道管の敷設に伴う情報について、個人情報の部分を非公開としています。

9 ページの3 段目から6 段目部分は全部公開となりますので、10 ページをお開きください。

1 段目から3 段目は全部公開となりますので、説明を割愛させていただきます。

続いて、4 段目と5 段目となります。4 段目、5 段目については、先ほど3 ページの3 段目の防災安全課において御紹介しました、市が後援をした市民イベントに関する情報の情報公開請求で、個人情報の部分を非公開としています。

11 ページをお開きください。

1 段目、社会教育課については、ただいま御説明した市民イベントに関する情報公開請求ですが、個人情報の部分を非公開とするとともに、請求情報の一部が情報が存在しないため不存在としています。

2 段目の全部公開のほうは、飛ばさせていただきます。

3 段目も、市が後援した市民イベントに関する情報公開請求で、個人情報の部分を非公開とするとともに、請求情報の一部の情報が存在しないため、不存在としています。

4 段目は全部公開ですので、割愛させていただきます、12 ページをお開きください。

1 段目は全部公開ですので、2 段目と3 段目のほうに進ませていただきます。

2 段目、3 段目の行政委員会事務局の質問文書に対する対応情報については、個人情報の部分を非公開としています。

以上で、7 年度の情報公開請求とその対応内容についての報告を終わります。

続いてのページに進みます。

資料の13 ページから19 ページにつきましては、不服案件について説明のほうをいたします。

先ほど御紹介しましたとおり、不服案件については、今年度、6 月の時点で2 件いただきました。そのときに御紹介しましたとおり、請求内容としては、令和4 年度における政治活動や選挙活動に関して、逗子市、こちら議会事務局と選挙管理委員会両方なので、それぞれの組織に寄せられた苦情や相談及びその組織、議

会事務局及び選挙管理委員会の対応に関する全記録（苦情受付後対応記録、メモ、音声記録、その他関連資料を含む）の情報公開請求のほうがございました。

これに対し、各実施機関は情報公開、諾否決定の延長を行った上で、それぞれの公開決定を条例第5条2項第1号、こちらの個人情報と理由とした非公開決定になりますが、対象文書のうち騒音等苦情一覧表中の苦情対象者に関する情報、それから通報者に関する情報、それから対象文書の中の別紙にございます、対象文書の別紙中の苦情対象に関する情報、通報者氏名、住所、電話番号、メールアドレスの記載内容を非公開とする決定を行いました。こちらのほうは、資料で申しますと、13ページにございますのと、あとは16ページ、こちらの16ページのほうは、今度は選挙管理委員会ですね、最初のほうは議会事務局、市議会に対するもので、こちらは選挙管理委員会、こちらのほうで同決定がございまして、また13ページに戻らせていただきますが、不服の要旨の2番にありますとおり、申出者の方は、令和7年6月11日に逗子市情報公開審査員に不服の申出をいたしました。情報公開不服申出書及び添付資料並びに申出者からの事情聴取の結果によれば、不服の内容は本件一部公開決定に対し、非公開とされた全ての情報について公開を求めるとともに、公開された情報以外の存否の確認を求め、存在すればその公開を、不存在であれば作成するよう勧告を求めたものでした。

なお、申出者が公開を求めるに当たって、非公開情報に該当しないとする理由は、条例の解釈運用におきまして、第2条に基本原則というのがありまして、この基本原則に違反していること、それから条例第5条第2項第1号、個人に関する情報の範囲が不当に広範であること、それから第5条第2項第1号ただし書きエ、公務員の職務の遂行に関する情報のうち公務員の氏名、職及び職務の遂行に係るものに該当していること、条例第5条第2項第1号ただし書きオ、人の生命、身体、健康、財産、生活または地位を保護するため、公開することが必要であると認められることに該当していること。さらには、申出者の個人に関する情報が含まれるのであれば、申出者本人として公表することに同意するので、条例第5条第2項第1号ただし書きイ、本人が公表することを希望し、または同意しているものに該当すること。一部公開するに当たっても、条例第6条第1項部分公開に基づく情報公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるのではないかと。さらには、条例7条、公益的理由により裁量的公開も検討の上、公開すべきということである。申出者の具体的な主張については、後記の調査結果に記載するというので、申出者の方から御意見がございまして、不服に関する調査のほうに入っていたところですよ。

個別の文書につきましては、この中の一つ一つの判断につきましては、ここでの御説明ではなく、後でお読みいただければと思います。

最終的な調査結果については、13ページから始まります。こちらのほうも、対象を議会事務局のほうに寄せられたものについては、15ページの処理結果のほうにございますとおり、本件の不服申出について実施機関に対し、勧告ないし意見の必要性は認められないという処理結果を出され、続いて、16ページにございます選挙管理委員会に対する申出については、16ページにあります結果としましては、資料の19ページ、処理結果というのが下から2段目の欄にあります。本件不服申出について、実施機関に対し、選挙管理委員会が保管、管理するパイプ式ファイル（「重要書類綴り（市長への手紙、質問、要望、陳情他）」と題する文書綴りファイル）に含まれる文書目次の令和4年の期間部分、令和4年1月12日付連絡票に記載されている別添メール本文及び添付された画像を対象文書として追加し、検討の上、公開決定をすべきであると勧告する。

また、本件不服申出に関連して、次のように付言する。

付言。

本件不服申出の調査の過程で、実施機関において、問合せの回答を紙として保管する際に、その問合せに添付されていた画像や写真が、併せて保管されていないことが判明した。

しかしながら、保管されていなかった画像や写真については、本来であれば、本件対象文書の中に含まれるべきものである。そのため、本件不服申出に関連して、次のとおり付言する。

実施機関は問合せについて、回答が必要であるものは記録を作成し、紙として保管しているところ、問合せの内容を明らかにするためには、問合せの際に送られてきた画像や写真もまた必要であるから、問合せ内容を紙で保管するのであれば、添付されていた画像や写真も含めて漏れなく保管するように対処されたいという付言を行いました。

これを受け、所管課である選挙管理委員会、行政委員会事務局では、令和7年度10月29日に、原処分を取り消すとともに、改めて一部公開決定を行ったところです。

不服案件の説明は以上とさせていただきます。

続いて、20ページに進ませていただきます。

20ページにつきましては、本情報公開運営審議会の開催状況です。本日の会議は今の時点では予定となりますので、令和8年1月16日の会議はまだ載せており

ませんから、前回までの第1回、第2回のほうの記載のほうをさせていただいております。

続いて、21ページは、情報提供の内訳となります。こちらは市政情報広場の情報公開課ということになりますが、情報公開課で対応したのが1件となります。情報提供は情報公開条例によることなく、住民・市民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく、行政機関が自らの意思に基づきその裁量により保有する情報を外部に提示をするものです。情報提供につきましては、基本的に所管の判断によるものですが、こちらは情報公開課の窓口で対応したもののみの件数等となります。

次に、22ページの御説明をいたします。

こちらは口頭請求ということで、先ほどの件数ゼロということになります。この制度だけちょっと御紹介しますと、情報公開条例の第9条の規定に基づくもので、口頭請求は一度公開請求があつて、公開決定した情報については既に公開決定済み、公開の判断をしたものであるため、同じ内容の請求につきましては、口頭請求ということで公開・非公開の判断に変更がなければその場で情報が見られるというものです。

23、24ページは、会議の事前公表の内訳となります。4月から11月までの期間で108件、7月から11月の期間では73件でした。ちなみに、昨年、令和6年度は年間の合計で164件、令和5年度が175件、令和4年度は198件ということで、これからあと4か月足されると、それに近づいてくるのかなぐらいの件数で推移しているかと思えます。

続いて25ページ、市政情報広場の利用状況等ということになります。先ほど御報告しましたとおり、情報提供が1件、会議の事前公表が108件となっています。3番の総合案内につきましては、次の26ページにも内訳がありますが、6,759件ということで、11月までの時点でございます。こちら、令和6年度が9,877件、令和5年度が8,630件ということで、こちら、これからの月間で例年どおりぐらいの数値で推移するものかなと考えております。

続いて、資料の26ページが、先ほど述べた総合案内の内訳ということで、それぞれの所管とか業務の内容で各所管にどれぐらいの人数が来ているのか、やはり1階の所管は窓口にお越しになる方が多いので、戸籍の住民登録とか、戸籍の関係ですとか、2階に行くと税の関係ですね、こういったところがお客様が多い傾向でございます。

続いて27ページは、有償刊行物の頒布状況になります。4月から11月の時点で

冊子としましては9,350円分、それから、地図につきましては1万4,200円分の売上げがございました。ちなみに前年、令和6年度は1年間で、冊子が1万2,550円、地図が1万6,400円という売上げが、これからまた4月で多少増えると思いますが、多少の購入者のお考えで波はあるのかなというふうに考えているところです。

運用状況の報告は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

議題2の今の令和7年度情報公開制度の運用状況について、事務局の報告がありましたけれども、何か御質問等ありますでしょうか。

ちょっと私のほうから1点。

19ページの処理結果のところですけども、処理結果の1-(2)ですけども、対象文書として追加するというふうにあるんですが、ここに添付された画像というのが書かれていて、これを追加して、もう一度決定等の判断をすると、こういう勧告ですが、付言のほうでは、添付されていた画像や写真が併せて保管されていないというふうに書いてあって、これの2つはどういう関係になるんですか。

○大澤情報公開課長 こちらは令和4年度の、結構長期間の請求だったんですけども、こちらのほうのやり取りが長期にわたりますと、例えば10月にお客さんが来て、11月にお客さんが来て、12月にお客さんが来ると、最初の10月にしか添付画像を保管していないケースがあるんですね。だから、記録には画像はありますと言ったのに、その画像がありますという連絡票本体に画像データを取っておかないで、過去に来た、例えば10月の時点のほうに取っておいてしまうと、11月の記録には画像はありますと書いてあるのに、実際の画像が保管されているのは10月のところにありましたとか、そういうケースがあって、今回のケースでいうと、令和3年時点からお問合せがあった案件のようなので、令和3年のほうに画像データが保管されていたということで、対象になった令和4年の中には画像データがなく、最初の公開の時点で、このデータは3年のつもりだったというので、令和4年の中で保管していなかったために、公開対象にはならなかった。けれども、記録の中にきちんとこの画像データ参照と書いてある以上は、この画像データは、その令和4年の中で公開をすべきであろうということは、その記録の履歴を御審査いただいた中で確認されまして、その結果として、追加でこれは出すべきだという処理結果をいただいたところです。

○高橋会長 つまり、令和4年分のところには保管されていないんだけど、令和4年文書の関係するところが令和3年分にあって。

○大澤情報公開課長 そうですね。令和3年の当初のところに画像データは保管してあるんだけど、令和4年の記録に画像データが添付と書く以上は、令和4年のその記録にも当然入っていないといけないし、その記録を単体で見た申請者の方から見れば、その令和3年の記録、対象じゃないから見られていないので、令和4年の記録を見て、記録の中に画像ですとか図面の添付という記載があるのであれば、その記載に応じて、きちんと画像データなんかも管理すべきであるという御意見をいただいたところです。

○高橋会長 分かりました。よく分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見、ありますでしょうか。

特によろしいですか。

御意見がないようですので、では、議題2の令和7年度情報公開制度の運用状況についてを終わります。

次、議題3、その他になりますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○大澤情報公開課長 はい。

事務局から3点ございます。

まず、1点目が、会議資料の事前配付です。現在、皆様方、情報公開運営審議会委員の皆様への資料は、開催日の約1週間ぐらい前に審議会の会長、高橋会長の印を押印した開催通知分を郵送し、会議資料はメールで事前送付をさせていただいております。委員の皆様には、事前に会議資料を電子データで確認をいただき、会議当日に机の上、机の上に紙の会議資料を配付させていただいています。以前は、紙の資料を事前に郵送していただきましたので、事前のデータ送信により速やかに送付できること、郵便コストの削減、それから会議当日に紙の資料を持参する必要がないというメリット、忘れるということも含めてあります。一方で、電子データによる資料確認は、見にくいということもありますので、希望しない方もおられるかと思えます。こういった現在進めております資料送付の運用について、委員の皆様から、このやり方でよいか、個別にも対応できる部分でもありますので、私は郵送のほうがいいんだよとか、そういうお話あるようでしたら、対応を検討したいと考えておりますので、こちらのやり方について御意見をいただければと思います。

○高橋会長 一律にこうするべきだということをお話するのではなくて、各委員の御希望を。

○大澤情報公開課長 御意見をまず聞いて、基本的には、今、全員そのやり方で御対応いただいております。ただ、不都合がある方もあれば、こちらのほうで何か御

対応を考えたい。そのやり方自体は、今年度の現委員さんの時点から始めた制度にもなりますので、今回1年間進めた中で、いかがでしょうかというところの御意見をいただきたいというところでございます。

○高橋会長 御意見がある方は、事務局に御意見出していただくということによろしいですか。

○大澤情報公開課長 そうですね。逆の今の時点で不都合、不便だなとお思いの方いらっしゃいますか。個別に終わってから言ってもいいんですけども、こうやったほうがいいのか、皆さんの事情によって、このやり方が不便であるという方が多かったら、今、全体の意見としてお申し出ていただくか、個別の対応ということであれば、事後であってもお申し出いただければ、こちらで検討させていただきますという内容になります。

○高橋会長 何かこの場でおっしゃりたい方、いらっしゃいますか。
よろしいですかね。

○大関委員 今のままでいいです。

○高橋会長 という御意見がありました。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

○高橋会長 では、会議資料の事前送付については、これで終わります。
ほかにございますか。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

続いて2点目が、議事録の確認方法についてです。

現在、審議会の議事録は音声反訳した議事録案を郵送またはメールにより皆さんにお送りし、郵送の方は紙の原稿に朱書き訂正したものを返信用封筒で御返送いただき、メールの方はメール返信により修正箇所をお教えいただく。この時点で、やり方はそれぞれの状況によって変えているところです。事務局では、いただいた修正内容を反映した最終原稿について作成をしまして、2回目の送付は皆様にメール送信でお送りし、修正の御意見のある方は二、三週間のお時間を取って御連絡いただくこととして、修正意見がないことをもって確認の御了解をいただくという形で進めさせていただいています。

議事録の最初の校正は、引き続き紙の原稿、それからデータの原稿を併用しまして、委員の皆様から各々のやりやすい送信の方法で行っていきたくと考えています。こちら、今進めております運用についても、委員の皆様で別の送付方法を希望する方ですとか、別の議事録作成方法について御意見のある方がいらっしゃいましたら、こちらについても御意見をいただければと考えています。

以上です。

○高橋会長 今のやり方について、何か御意見があるとか、あと、個人的にこうしてほしいとか何かそういうことがありましたら、この場でおっしゃっていただいても、あるいは、後で個人的に。

○大澤情報公開課長 そうですね、何か御不便を感じている方で、会議全体で話すことでもなければ、また、別途いただいてもいいですし、というところで、御意見を賜ればと考えています。

○高橋会長 特にないようですので、では、今の点についても、これで終わります。

○高橋会長 次回の審議会の日程については、5月19日の2時からということで、決定させていただきます。

ほかに事務局から何かありますでしょうか。

○大澤情報公開課長 以上で3点なんですが、今年度の審議事項の関係もありますので、本日御報告したパブリック・コメントの次年度の流れについて御紹介いたします。

その中で軽く触れましたけれども、次回の逗子市議会が2月に開催する予定で、その中で情報公開条例の改正について議案として提出させていただく予定です。そちらのほうで議案の提出がなされましたら、条例側で我々が目指しております情報公開決定された文書、決定された文書の電子化を令和8年度の決定分から進めるとともに、過去の分についても順次電子化を進めていきたい。それを令和8年度の作業として進めまして、と同時に、この発端のところでお伝えしています6条の2の規定というのが、20年経過したら20年前の決定内容を再審査の後公表するという規定なので、その審査事務も含めて、令和9年度は平成で言うと38年なので、審査の作業と電子化も順次進めてまいりたいと思います。

次年度は、条例ですとかの諮問事項ということは、今のところ想定はないのですが、また経過とか、今、こういう進みです、議会ではどうでしたということ、ただいま日程を決めていただいた5月19日午後の審議会での御報告させていただければと考えています。私からは以上となります。

○高橋会長 では、よろしいでしょうか、今の御説明は。

そうしましたら、以上で本日の会議は閉会とさせていただきます。

本日は、御出席いただきましてどうもありがとうございました。

午前11時00分閉会